

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人白井源喜、同白井皓喜の上告趣意のうち憲法三八条三項違反をいう点は、所論の被害届（A作成名義）は第一審判示第二の窃盗の事実につき被告人の自白の補強証拠とするに足りる旨の原判決の判断は、正当であるから、論旨は、前提を欠き、その余は、単なる法令違反の主張であつて、結局、所論は、すべて刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四七年三月九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 色 川 幸 太 郎

裁判官 岡 原 昌 男

裁判官 小 川 信 雄